

神奈川県立秦野ビジターセンターの管理運営に関する覚書

神奈川県立秦野ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）の管理運営について、神奈川県立秦野戸川公園管理者平塚土木事務所長（以下「甲」という。）とビジターセンター管理者自然環境保全センター所長（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結する。

- 1 ビジターセンターの区域は、神奈川県立秦野戸川公園（以下「秦野戸川公園」という。）パークセンター（以下「パークセンター」という。）のうち、乙が都市公園法に基づき管理許可を受けた区域とする。
- 2 乙は、パークセンターの維持運営に要する経費のうち、ビジターセンターの維持運営にかかる費用として、別表に定めるところにより費用を負担する。
- 3 乙は、ビジターセンターの事業実施その他のため、パークセンターのエントランスホール、2階ホール、多目的ルーム及び休憩室を使用する必要があるときは、甲と協議のうえパークセンターの管理運営に支障ない範囲で使用することができるものとする。
- 4 図書情報コーナーの管理運営については、甲、乙が協議し、相互に協調しながら効率的に実施できるよう努めるものとする。
- 5 秦野戸川公園及びビジターセンターが行うイベント等行事その他の実施にあたっては、相互に協調して、円滑かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。
- 6 前3号の協議等については、甲、乙が指定管理者を指定して管理運営させたとき又は第三者に委託したときは、当該指定管理者又は受託者の協議等によることができるものとする。
- 7 前各号の他、この覚書に定めのない事項その他ビジターセンターの管理運営について疑義が生じたときは、甲、乙、協議して定める。

附則

平成9年4月1日付締結の覚書は廃止とする。

平成 3 / 年 / 月 23 日

平塚土木事務所長

三枝 薫

自然環境保全センター所長

稲垣 敏明



(別表)

項目	ビジターセンター負担割合	負担額の積算方法
複写機使用料	使用分を負担	カウンターによる精算額
電気料	展示室の照明・冷暖房等の電気料	子メーターによる精算額
清掃料	展示室等 (265m <sup>2</sup> ) 負担	面積比による按分 (265/998)